平成30年度　特別支援教育全体計画

下仁田中学校

・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法

学校教育目標

豊かな心をもつ生徒（愛する）
自ら学び自ら考える生徒（考える）
健康で実行力のある生徒（行う）

・教師の願い
・生徒の実態、願い
・家庭の実態、願い

特別支援教育の目標

生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援に努め、生徒の自立や社会参加に向けて必要な態度と能力を育てる。

本年度の重点

〇個々の生徒の特性を生かしながら、学習、生活、行動面の向上を積極的に支援する。
〇生徒の主体的な活動を促すよう個々の実態に応じて、教師の関わり方を工夫する。
〇教員間の共通理解を密にし、交流・共同の学習の場面を多く設定していく。

特別な配慮を要する生徒		校内での支援体制
通常の学級	特別支援学級	
〇学習面、生活面、行動面等、個々の必要に応じた支援を行い、充実した学校生活が送れるようにする。 ・生徒の問題行動を早期に発見するよう努め、全職員に情報を提供する。 ・学習に於いては必要に応じて個別指導等の支援を行う。	〇社会生活に必要な態度と能力を身につけ、集団生活の適応力を高める。 ・日常生活に対応できるよう情緒の安定を図りながら、様々な教科の学習を行いバランスよく個性や能力を伸ばしていく。 ・具体的な生活場面での体験学習を通じての生活経験や生活能力の向上を図る。 〇協力学級との交流・共同学習 ・実技教科、行事（旅行、職場体験）、特別活動、総合学習等で周囲との交流を図る。	〇特別支援教育校内委員会 ・校長・教頭・教務主任・特支ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ・学年主任・養護教諭 〇情報交換会 月１回職員会議時に生徒の情報交換を行い、共通理解を図る。 〇教育相談部会、生徒指導部会・情報交換会での報告を受け、担任や学年と連携しながら指導方法を考え支援に当たる。 〇スクールカウンセラーとの連携 〇特別支援教育の啓発

家庭・地域・関係機関との連携

〇保護者との連携、連絡帳、学級通信、授業参観、家庭訪問、電話等
〇郡内小中特別支援学級との交流
〇県特別支援教育等専門相談員との連携や各種医療機関との連携
〇富岡特別支援学校・特別支援教育コーディネーターとの連携